

京都市告示第 267 号

地方自治法第 252 条の 39 第 5 項の規定により，次のとおり個別外部監査契約を締結しました。

平成 21 年 10 月 8 日

京都市長 門 川 大 作

1 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 光田 周史

(2) 住 所 京都市中京区東洞院通竹屋町下る三本木五丁目 475
番地

2 契約の期間

平成 21 年 10 月 1 日から平成 21 年 12 月 28 日まで

3 地方自治法第 252 条の 41 第 2 項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る事項

自動車運送事業及び鉄道事業における財務に関する事務の執行及び事業の管理に係る監査（特に，京都市自動車運送事業経営健全化計画案（骨子）及び京都市高速鉄道事業経営健全化計画案（骨子）における増収策及びコストの削減策の検証）

4 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定し

た執務費用及び実費の額の合算

5 監査に要する費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

(行財政局総務部総務課)